

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(府令・省令)

- 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛)
- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令
(内閣府・総務・文部科学)
- 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境)
- 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・厚生労働)
- 東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令(復興庁)
- 地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(総務二八)
- 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(同二九)
- 地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令(同三〇)
- 放送法施行規則の一部を改正する省令(同三一)
- 公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令(同三二)
- 外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令(外務一一)
- 財務省定員規則の一部を改正する省令(財務一九)
- 食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境)
- 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(文部科学一六)
- 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(同二七)
- 国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令(同二八)
- 特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令
(文部科学・経済産業二)
- 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働四一)
- 職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(同四二)
- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四三)
- 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同四四)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同四五)
- 健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令(同四六)
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四七)
- 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令(同四八)
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同四九)
- 石綿障害予防規則の一部を改正する省令(同五〇)
- 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令(同五一)
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産二三)
- 農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令(同二四)
- 農林水産省定員規則の一部を改正する省令(同二五)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同二六)
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二七)
- 農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同二八)
- エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令の一部を改正する省令(経済産業一四)
- 原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令(同二五)
- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同二六)
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二七)
- 容器保安規則等の一部を改正する省令(同二八)
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同二九)
- 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令
(経済産業・環境一)
- 船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通三七)
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(同三八)
- 道路法施行規則の一部を改正する省令(同三九)

(以下次のページへ続く)

附則に次の一条を加える。

(契約締結時の書面の交付に関する特例)

第三条 第五十一条第三項第三号に掲げる費用の変更(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)第二条の規定による消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)第一条の規定による地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。)を行った組合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十一条第一項第三十五号イ	加える場合	加える場合又は同号又は掲げる事項のうち第三項第三号に掲げる費用に変更を加える場合
第五十一条第一項第三十九号	第三十五号	附則第三条の規定により読み替えて適用する第三十五号

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条、第九十二条及び附則第三条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則(次項において「新生協法施行規則」という。)第五十一条の規定は、この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

3 新生協法施行規則第八十一条、第八十二条、第八十四条、第七十七条及び第九十九条の規定は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類については、なお従前の例による。

厚生労働省令第四十五号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四条の二第一項、第七條第三項、第十二條の三、第十六条の三第一項、第二十一条第一項及び第二十二條の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

医療法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 田村 憲久

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条の十四第七項に次のただし書を加える。ただし、第七号に掲げる場合にあっては、同号に規定する医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に係る場合に限る。

第一条の十四第七項に次の一号を加える。

七 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十八條第一項に規定する特定都道府県の区域内において診療所を開設した者が、同法第三十二條第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他第五項各号に掲げる事項を変更しようとするとき。

第一条の十四に次の二項を加える。

10 第七項第七号に掲げる場合に該当し、診療所に病床を設けた者が、令第三条の三の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号(当該病床が一般病床のみの場合にあっては、同項第三号)に掲げる事項とする。

11 第七項第七号に掲げる場合に該当し、診療所の病床数、病床の種別の変更その他第五項各号に掲げる事項を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号に掲げる事項とする。

第六條の三第一項に次の一号を加える。

十一 第九條の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値
第六條の三第二項第九号中「百分の三十」を「百分の五十」に、「百分の十紹介率を」を「紹介率を百分の五十まで」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九號の次に次の一号を加える。

十 前項第十一號の値が百分の四十を下回る病院にあっては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるための具体的な年次計画
第六條の三第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に關し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に關する前項の規定の適用については、同項第九号中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第十号中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

第六條の四の中、「産科、婦人科」を「又は産科及び婦人科」に、「耳鼻いんこう科及び放射線科」を「耳鼻咽喉科、放射線科及び救急科」に、「除く」並びに「を」を除く。第四項において同じ。並びに「に改め」のうち十以上の診療科名を削り、同条に次の四項を加える。

2 内科又は外科において専門的な医療を提供する特定機能病院に關する前項の規定の適用については、同項中「内科、外科」とあるのは「内科(令第三条の二第一項第一号ハの規定により内科と呼吸器、消化器、循環器、腎臓、神経、血液、内分泌、代謝、感染症又はアレルギー疾患とを組み合わせた名称の全ての診療科及びリウマチ科を含む)、外科(同号ハの規定により外科と呼吸器、消化器、乳腺、心臓、血管、内分泌又は小児とを組み合わせた名称の全ての診療科を含む)」と、「診療科名と組み合わせた名称」とあるのは「診療科名と組み合わせた名称(当該内科又は外科と組み合わせた名称を除く)」とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、その診療科名中に当該各号に定める診療科を含まないことができる。

一 前項の規定により読み替えて適用される内科と組み合わせた名称の診療科又はリウマチ科に係る医療を他の当該内科と組み合わせた名称の診療科又はリウマチ科その他の診療科で提供する場合 当該医療に係る当該内科と組み合わせた名称の診療科又はリウマチ科

二 前項の規定により読み替えて適用される外科と組み合わせた名称の診療科に係る医療を他の当該外科と組み合わせた名称の診療科その他の診療科で提供する場合 当該医療に係る当該外科と組み合わせた名称の診療科

4 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に關し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に關する第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「を含む」とあるのは「のうち十以上の診療科名を含む」とする。

5 前項の規定にかかわらず、歯科医療を有する特定機能病院又は他の病院若しくは診療所との密接な連携により歯科医療を提供する体制が整備されている特定機能病院については、その診療科名中に歯科を含まないことができる。

第九條の二の二第一項第六号を次のように改める。

六 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績
第九條の二十第六号イを次のように改める。

イ その管理する病院について、紹介患者の数を救急用自動車によつて搬入された患者の数を合計した数を初診の患者の数(休日又は夜間に受診した患者の数を除く。次号イにおいて同じ。)で除して得た数(以下この号において「紹介率」という。)を維持し、当該維持された紹介率を高めるよう努めること。

第九条の二十第六号口中「百分の三十」を「百分の五十」に改め、「あつては」の下に「おおむね五年間に」を加え、同条に次の一号を加える。

七 次に掲げるところにより、他の病院又は診療所に対する患者紹介を行うこと。

イ その管理する病院について、他の病院又は診療所に紹介した患者の数を初診の患者の数で除して得た数(以下この号において「逆紹介率」という。)を維持し、当該維持された逆紹介率を高めるよう努めること。

ロ 逆紹介率が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるよう努めるものとし、そのための具体的な年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出すること。

第九條の二十に次の一項を加える。

2 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第六号口中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第七号口中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

第九條の二十二中「医療提供」の下に「及び他の病院又は診療所に対する患者紹介」を加える。

第十九條第一項第一号中「耳鼻いんこう科」を「精神科、耳鼻咽喉科」に改める。

第二十二條の二第一項第一号中「で除した数」の下に「(第三項において「医師の配置基準数」という。)を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の特定機能病院に置くべき医師については、同項第一号の規定による医師の配置基準数の半数以上が、内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、脳神経外科、整形外科又は麻酔科の専門の医師でなければならない。

第二十二條の三第三号中「医療提供」の下に「及び他の病院又は診療所に対する患者紹介」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であつてその診療科名中にこの省令による改正後の医療法施行規則(以下「新規則」という。)第六條の四の規定に基づく診療科名を含まないものについては、当該診療科名の診療を開始するための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間(当該計画に基づき当該診療科名を全て含むこととなつた場合には、当該必要な診療科名を全て含むこととなつたときまでの間)は、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であつて新規則第二十二條の二第一項第一号に規定する医師の配置基準数(以下この項において「基準数」という。)の半数以上が同条第三項の専門の医師でないものについては、当該専門の医師を基準数の半数以上置くための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間(当該計画に基づき当該専門の医師を基準数の半数以上置くこととなつた場合には、当該専門の医師を基準数の半数以上置くときまでの間)は、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百九十九條第六項、第四百五十五條第八項及び第二百七條並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五百五十五條の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第十二号(表面)、様式第十六号(裏)及び様式第十七号(裏)中「昭和二十六年三月三十一日」を「昭和二十六年四月一日」に改める。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

様式第四号(表面)中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

3 第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第四十七号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)第十五條第三項及び附則第十條の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成二十一年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号中「六万三千八百四十円」を「六万四千四百円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「四万八千二百円」に改め、同条第二項中「一万三千三百七十円」を「一万三千四百二十円」に改める。

第十五條第一号中「百三十四万四千円」を「百三十四万七千円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十六年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)第十五條第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金(次項において「非入所者給与金」という。)の額については、なお従前の例による。

2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(以下「促進法規則」という。)第十三條第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十六年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十八号

薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)第二十二條の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久